平成２２年（フ）第８２０号
大阪府河内長野市美加の台１丁目40番１―219号、前住所大阪府河内長野市美加の台７丁目27番10号
債務者　半羽ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８２５号
大阪府富田林市西板持町８丁目５番19号
債務者　毛利　早苗
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８４５号
堺市堺区東雲西町３丁４番20―506号
債務者　山田商店こと　山田　啓二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８４９号
堺市南区茶山台２丁２番３―301号、前住所堺市中区土師町１丁12番39―105号
債務者　栗田　勇磨
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８５０号
堺市南区茶山台２丁２番３―301号、前住所堺市中区土師町１丁12番39―105号
債務者　栗田　真希
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８６２号
堺市西区浜寺元町６丁874番地23　エステートⅡ番館401号
債務者　荒木友紀枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９６号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁125番地40　鳳来マンション301号
債務者　山縣サヨノ
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
福岡県築上郡上毛町大字安雲577番地１
債務者　末廣修一郎
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
福岡県築上郡上毛町大字安雲577番地１
債務者　末廣　愛美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
埼玉県行田市長野３丁目９番５―102号
債務者　石川　智一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０２号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台１丁目５番地１バンバハイツ201
債務者　廣瀬　　亘
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３０号
埼玉県熊谷市柿沼1001番地10
債務者　青田　芳成
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３１号
埼玉県熊谷市柿沼1001番地10
債務者　青田　恒子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２６９号
埼玉県本庄市駅南２丁目11番２―601号　県営本庄南本町団地２号棟
債務者　具志堅ルイスこと　グシケン　グシケン　ルイス　エンリケ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3442番地の８コーポ茅102
債務者　中島　吉春
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３９１号
神奈川県小田原市府川545番地の５
債務者　新野　貞一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３９２号
神奈川県小田原市府川545番地の５
債務者　新野　久美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部